

提案型ネーミングライツQ&A

1 「ネーミングライツ」とは何でしょうか

「公共施設等に名称を付与する権利（命名権）及びこれに付帯する諸権利」のことをいいます。なお、この場合の「名称」とは、一般的な呼称として用いられる「愛称」のことを指しますので、条例等で定められている正式な施設名等を変更するものではありません。

2 「ネーミングライツ」を導入する目的は何でしょうか

ネーミングライツを取得する企業等は、公共施設等にネーミング（愛称）を付けることができるため、社会貢献のPRや企業名等の広告宣伝効果を得ることができます。

市は、ネーミングライツを付与する企業等からその対価（ネーミングライツ料）を得ることができるため、公共施設等の維持管理費の削減や、公共施設等を利用する市民へよりよいサービスを提供することができます。

このように、ネーミングライツを導入することにより、企業等・市民・市のいずれにもメリットが生まれます。

なお、ネーミングライツを取得する企業等のことを「ネーミングライツパートナー」（以下「パートナー」という。）といい、ネーミングライツの導入は、パートナーと市の間でネーミングライツ契約を締結することにより成立します。

3 「提案型ネーミングライツ」とは何でしょうか

パートナーが、「ネーミングライツ導入希望施設」や「条件」を市に提案し、市の審査等を経てネーミングライツを導入する手法を「提案型ネーミングライツ」といいます。

4 全ての公共施設等でネーミングライツの導入希望が可能でしょうか

「市役所・区役所・学校・保育園・消防署等、市民や施設利用者等の混乱を招く観点からネーミングライツの導入が望ましくない施設」、「病院、市営バスの営業所、浄水場や水処理センターなどの企業会計局所管施設」や「すでにネーミングライツ契約を締結している施設」はネーミングライツの導入希望ができません。

ただし、施設全体ではなく、施設の一部（部屋等）であればネーミングライツを導入できる可能性もありますので、まずは財政局資産運用課にご相談ください。

5 事前相談は必ず行う必要がありますか。

事前相談の窓口である財政局資産運用課にて、「ネーミングライツ導入希望施設」「ネーミングライツ料」「契約期間」「希望ネーミング（愛称）」等、提案に必要な項目の確認を

行いますので、必ず事前相談を行ってください。

なお、事前相談を行ったら提案をしなければならないということはありませんので、お気軽にご相談ください。

6 「ネーミングライツ料」、「契約期間」に基準はありますか

「ネーミングライツ料」及び「契約期間」に明確な基準はありませんが、契約期間に関しては競技場等の建物には5年間、歩道橋には3年間以上導入している例が多くみられます。事前相談の際に他のネーミングライツ契約の事例等を紹介させていただきますので、それらを踏まえてご検討ください。なお、ネーミングライツ料については、金銭に限らず、金額換算ができる役務の提供又は物品等の提供とすることも可能です。

現在本市で実施中のネーミングライツをホームページに掲載しておりますのでこちらでもご参照ください。

【ネーミングライツのご案内】

<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/47-6-12-0-0-0-0-0-0-0.html>

7 「希望ネーミング（愛称）」に基準はありますか

ネーミングライツ契約を締結することにより、本市のホームページやパンフレット等へ「ネーミング（愛称）」を掲載するため、「ネーミング（愛称）」は「広告」に該当します。そのため、「川崎市広告掲載基準」の第4条に該当する「ネーミング（愛称）」は採用できませんのでご注意ください。なお、一般的には企業名・商品名等と施設名称の一部を組み合わせるネーミング（愛称）が多く見受けられます。

【川崎市広告掲載基準】

<http://www.city.kawasaki.jp/templates/outline/230/0000084912.html>

8 事前相談からネーミングライツ導入までの期間はどれくらいかかりますか

ネーミングライツ導入希望施設によっても異なりますが、概ね4～6ヶ月程度の期間を想定しております。大まかなスケジュールは次のとおりです。

- 事前相談～提案 2週間程度
- 提案～意見募集～審査 3か月
- 審査～契約内容協議～導入 1か月

9 市民等からの意見募集とは、どのような方法で行いますか

募集締切後、市ホームページ上、又は施設利用者アンケート等の任意の手段において、応募いただいた「ネーミング（愛称）」についての市民意見を10開庁日から最長1か月間募集いたします。

1 0 提案後に候補者として選定されないことはありますか

応募者からの応募内容を拝見し、市が行った審査結果によっては、応募者数に関わらず、いずれの応募者もパートナー候補者として選定しない場合もあります。その場合は、改めてネーミングライツスポンサーを公募することがあります。

1 1 申し込めるのは川崎市内にある企業だけですか

市内だけでなく市外の企業等も申し込みが可能です。また、個人での申し込みも可能です。ただし、川崎市広告掲載基準第3条に規定する規制業種又は業者、市税に滞納のある企業及び暴力団関係企業等は、お申込みいただけません。

1 2 指定管理者制度導入施設にもネーミングライツを導入できますか

提案をしていただくことは可能です。ただし、指定管理者との協議が必要となり、合意が得られなかった場合はネーミングライツを導入することができません。